

## 小田原市契約規則の一部改正の概要

### 1 改正の背景

複数年契約の増加、事業者の受注実績の状況及び業務負荷の軽減等を考慮し、契約保証金等の規定を見直すこととし、小田原市契約規則を改正しようとするものです。

### 2 改正の内容

次のとおり、小田原市契約規則を改正します。

#### (1) 入札参加資格

財産の売払いに係る一般競争入札にあつては、より多くの方に入札に参加していただけるように、経営の規模及び状況を要件としないこととします。

#### (2) 契約保証金の納付の免除

ア 競争入札参加資格者名簿に登録がない者であっても、官公庁との契約履行実績が確認できる者であれば契約履行を担保できると考え、その確認ができた者について契約保証金の納付を免除することとします。また、複数年契約の増加等を考慮し、契約実績の対象期間を過去2年間から過去5年間に延長することとします。

イ 災害時によりスピーディーな事務処理を行うため、災害復旧等緊急時の契約保証金の納付の免除について規定することとします。

### 3 施行年月日

平成31年6月1日（予定）